

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年5月19日（平成28年（行情）諮問第384号）

答申日：平成29年1月13日（平成28年度（行情）答申第637号）

事件名：特定法人から提出された法人設立に係る届出書類の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙3に掲げる文書のうち、文書1、文書3ないし文書6及び文書22につき、その全部又は一部を不開示とし、文書7ないし文書21の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙5に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月18日付け特定記号第155号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分1」という。）及び同日付け特定記号第156号により処分庁が行った不開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

（1）審査請求書1

本件行政文書開示請求に係る行政文書開示請求書（平成27年11月7日付け）に当初記載した「請求する行政文書の名称等」は、

- ・ 特定法人（特定所在地、代表取締役特定個人A）から提出された法人設立に係る届出書類（法人設立届出書、青色申告の承認申請書、給与支払事務所等の開設届出書及び源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書等（いずれも添付書類を含む。））及び異動等が生じた場合にはそれらの届出書類等一式（添付書類を含む。）
- ・ 同社から提出された確定申告書、納付書（領収済通知書）等の納税関係書類一式

である。当該欄には、「請求する行政文書が特定することができるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容をできるだけ具体的に記載してく

ださい。」との付記があったことから、処分庁が行政文書の特定を容易にできるよう、審査請求人において法人設立時に提出されたものと思われる行政文書の名称を列記して記載したところである。

本件請求を受けて、処分庁は、補正を要する事項があるとして、平成27年11月17日付け特定記号第136号「開示請求書の補正の求め」により、同月25日を期限として補正を求めてきた。その趣旨は、①「等」の記載は、行政文書の特定ができないため削除願いたい、②開示実施手数料について、上記の補正により行政文書の特定をした後、原則として請求された行政文書1件につき300円の手数料が必要となる、とのことであった。また、開示請求の対象となる行政文書の名称を特定するに足りる事項を記載した補正書が提出されない場合及び開示実施手数料が納付されない場合には、形式上の不備を理由に法9条2項に基づき、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないことになるため、開示しない旨の決定を行うことになる旨、通知があった。

本件補正の求めに際し、処分庁の情報公開担当職員と電話で調整を行ったが、審査請求人においては、法人設立時に提出されたものと思われる行政文書の名称を列記したものであって、その他の行政文書の提出の有無は知るところでないため、「等」の記載によってそれらを包括しているに過ぎず、当該法人が法人設立に際し、処分庁に提出した行政文書を特定してもらえれば足りると説明したのに対し、処分庁は請求対象文書を全て書かない限りは文書の特定ができないと主張してきた。なお、当該補正の求めに際し、処分庁より法人の設立時に提出する主な書類として、「法人設立届出書、青色申告の承認申請書、減価償却資産の償却方法の届出書、棚卸資産の評価方法の届出書、給与支払事務所等の開設届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を教示してきた。そこで、審査請求人においても国税庁のホームページを閲覧し、法人設立時に提出されることがある書類を調査したところ、法人によっては他にも提出が見込まれる書類が多数存在することが判明したため、再度教示を求めたところ、処分庁の担当者は、補正の求めに係る文書において教示済みであり、これ以上は教示できない。もし、これ以上の教示が必要とのであれば直接来署して窓口で照会するか、処分庁の担当部局に問い合わせるか、国税庁のホームページを参照して欲しい旨の回答があった。法4条2項後段で「行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と定めているが、一般的な提出書類の名称を参考として例示したことをもって教示したとの回答に終始し、最終的には審査請求人において国税庁のホームページを参照の上、提出の可能性がある文書を特定した上で、平成27年11月27日付けで補正書及び請求していた行政文書のうち1件

を別途新規に開示請求した。

なお、補正後の「請求する行政文書の名称等」では、1ポツ目を補正し、「特定法人（特定所在地、代表取締役特定個人A）から提出された法人設立に係る届出書類（法人設立届出書、給与支払事務所等の開設届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書、青色申告の承認申請書、棚卸資産の評価方法の届出書、減価償却資産の償却方法の届出書及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書、消費税課税事業者選択届出書、消費税課税事業者選択不適用届出書、消費税課税事業者届出書、消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書、消費税の新設法人に該当する旨の届出書、消費税課税期間特例選択・変更届出書、消費税課税期間特例選択不適用届出書、消費税簡易課税制度選択届出書、消費税簡易課税制度選択不適用届出書及び任意の中間申告書を提出する旨の届出書並びにその他当該法人から法人設立に際し提出された書類一式（いずれも添付書類を含む。）」とし、2ポツ目を新規に「特定法人（特定所在地、代表取締役特定個人A）から直近に提出された当該法人の法人税に係る確定申告書（添付書類を含む。）」として開示請求した。

上記補正書の提出に当たり、事前に補正案を電話で担当者に伝えたところ、「書類一式」は「等」を言い換えたに過ぎず、なお文書の特定ができないと主張してきた。審査請求人は、補正書記載の通り「等」を削除した上で、教示を受けることができなかった書類名を国税庁のホームページにて調査の上、列記したものである。「行政文書を特定するに足りる事項」とは、「行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足り」ることと解されており（総務省自治行政局・編「詳解情報公開法」33頁）、審査請求人は電話において、再三にわたって開示請求に係る行政文書の趣旨を説明しているにもかかわらず、処分庁は形式的な文言にこだわり、いたずらに審査請求人（開示請求者）を混乱させたものである。なお、担当者の上司に確認したところ、上記「詳解情報公開法」の当該記述については、手元になく承知していないとの回答を得た。

なお、平成27年11月17日付け特定記号第136号「開示請求書の補正の求め」は特定税務署長名で発出されているところ、公印が押されておらず、後日情報公開担当者に確認したところ、押印漏れであることが発覚した。担当者は、すでに補正の手続きも完了しており、今さら公印を押印する意味がないと回答してきたが、上記記載のとおり、補正に応じない場合には形式上の不備とするなどと記載した公文書であり、審査請求人は、当該文書の差替え若しくは文書を差戻し、押印の上返送を求めたところ、当初は渋ったが、最終的には文書を差戻した上で押印

されたものを受領した。(なお、審査請求人が差戻す際には、常識的に送付状を添付したが、処分庁から返送された際は、何ら同封されることなく、単に押印された元の文書が返送されてきた。)

さて、原処分においては、「法人設立届出書」、「履歴事項全部証明書」(法人設立届出書の添付書類)及び「給与支払事務所等の開設届出書」につき、開示決定処分(一部は部分開示を含む。)が行われた。開示決定文書中、「法人設立届出書」及び「給与支払事務所等の開設届出書」については、法5条1号及び2号イに該当するとして部分開示の決定がなされたが、いずれも処分庁の主張には理由がなく、法の解釈適用を誤った違法な処分である。

また、法人設立届出書中、「添付書類」欄の一部が法5条2号イに該当するとして不開示とされたが、開示された行政文書を確認したところ、本件において開示された「履歴事項全部証明書」に係る記載部分の一部が黒塗りにされたほか、平成27年12月18日付け特定記号第156号において全部不開示とされた「定款」、「株主名簿」及び「貸借対照表」(いずれも法人設立届出書の添付書類)のチェック部分と思われる部分も黒塗りにされており、全部不開示の決定により、提出の事実(存在)が明らかな行政文書の有無まで黒塗りにしており、開示すべき部分を不当に黒塗りし、原処分に反した違法な開示の実施(写しの交付)であるといわざるを得ない。

上記の理由により、原処分は法の解釈適用を誤った違法な処分であることから、審査請求の趣旨に記載のとおり、裁決を求めるものである。

また、審査請求の趣旨に記載のとおり、同封の<説明事項>の「3不服申立て等」には、「決定について不服がある場合には、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国税庁長官に対して、審査請求(異議申立て)をすることができます。(以下、略。)」と記載されていた。本件の場合、上級行政庁(国税庁長官)があるので、行政不服審査法6条に定める「異議申立て」はできないため、当該説明は誤っている。担当者に指摘したところ、当該説明文を修正(文書の差替え若しくは訂正書の発出など)する意思はないとの回答を得た。

(2) 審査請求書2

(略)

さて、原処分においては、「定款」、「株主名簿」及び「貸借対照表」(いずれも法人設立届出書の添付書類)は法5条2号イに該当し、「法人(設立時)の事業概況書」は同条6号に該当するとして全部不開示決定が、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」、「青色申告の承認申請書」、「棚卸資産の評価方法の届出書」、「減価償却資産の償却方

法の届出書」,「有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書」,「消費税課税事業者選択届出書」,「消費税課税事業者選択不適用届出書」,「消費税課税事業者届出書」,「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」,「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」,「消費税課税期間特例選択・変更届出書」,「消費税課税期間特例選択不適用届出書」,「消費税簡易課税制度選択届出書」,「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」及び「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」については法8条を適用し,存否応答拒否が行われたが,いずれも処分庁の主張には理由がなく,法の解釈適用を誤った違法な処分である。

また,全部不開示とした行政文書について,法6条に係る部分開示の検討がなされたとの記載がなく,例えば既に公となっている法人名,代表取締役の住所・氏名,本店所在地,設立の目的及び資本金の額並びに提出日等については,部分開示が検討されるのは当然であり,部分開示の検討が行われぬまま全部不開示としている原処分は違法である。

なお,当該法人は去る特定年月日Aをもって解散しており,特定年月日B付け官報特定番号(特定頁)にも解散公告を掲載している。また当該法人のホームページでも同様の告知がなされていることを付言する。

また,審査請求の趣旨に記載のとおり,教示において行政不服審査法6条に定める「異議申立て」が行える旨の記載があるが,本件の場合,上級行政庁(国税庁長官)があるので,当該教示は誤っており違法である。その旨,担当者に指摘したところ本件通知書は国税庁の様式にしたがって作成しており,審査請求人の権利を侵害するものではなく,当該教示部分を修正(文書の差替え若しくは訂正書の発出など)する意思はないとの回答を得た。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の併合及び諮問について

別紙1に掲げる2件の審査請求は,いずれも特定法人の設立に係る届出書類の開示を求めるものであることから,当該2件の審査請求を併合し,諮問を行う。

(2) 本件開示請求等について

本件開示請求は,特定税務署長(処分庁)に対して,別紙2の1に掲げる文書の開示を求めるものである。

これに対し,処分庁は,開示請求の対象となる文書の特定が不十分であったことから,審査請求人に対し補正を求めた。

審査請求人からの補正書の提出を受け,処分庁は,開示請求の対象となる文書として別紙3に掲げる文書(以下,第3において,別紙3に掲げる文書を「本件対象文書1」ないし「本件対象文書2 2」という。)

を特定し、平成27年12月18日付け特定記号第155号により、本件対象文書1及び本件対象文書3についてその一部を開示する決定並びに本件対象文書2についてその全部を開示する決定、同日付け特定記号第156号により、本件対象文書4から本件対象文書6及び本件対象文書22についてその全部を不開示とする決定並びに本件対象文書7から本件対象文書21についてその存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分において不開示とした部分を開示すること及び存否を明らかにせずに開示請求を拒否した文書の存否を明らかにし、存在する場合は当該文書を開示することを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

(3) 原処分の妥当性について

本件対象文書1、本件対象文書3から本件対象文書6及び本件対象文書22を見分したところ、別紙4に掲げる部分には、不開示情報は認められず、開示することが相当であることから、以下、その余の部分の不開示情報該当性について検討する。

ア 本件対象文書1について

本件対象文書1は、法人税法148条及び同法施行規則63条に基づき、内国法人である普通法人が、設立の日以後2月以内に所轄税務署長に提出する書類である。

(ア) 法5条1号該当性について

原処分で不開示とした部分（別紙4に掲げる部分を除く。以下、第3において同じ。）には、特定法人の代表者の電話番号が記載されている。当該情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 法5条2号イ該当性について

原処分で不開示とした部分には、特定法人の本店又は主たる事務所の所在地の電話番号等が記載されている。当該情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

イ 本件対象文書3について

本件対象文書3は、所得税法230条及び同法施行規則99条に基づき、給与の支払者が、国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所等を開設、移転又は廃止した場合に、その事実があった日か

ら1月以内に所轄税務署長に対して届け出る書類である。

原処分で不開示とした部分には、事務所開設者の電話番号等が記載されている。当該情報は、公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 本件対象文書4について

本件対象文書4は、特定法人の商号、目的、発行可能株式総数等、その組織・経営活動に関する基本事項を定めたものである。

原処分で不開示とした部分には、特定法人の組織、経営の根本方針、意思決定手続等が記載されている。当該情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

エ 本件対象文書5について

本件対象文書5は、特定法人が法人設立届出書の添付書類として提出した株主名簿である。

(ア) 法5条2号イ該当性について

原処分で不開示とした部分には、特定法人の株主の氏名、住所及び保有する株式数等の情報が記載されている。当該情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 不開示情報該当性（法5条1号該当性）の追加について

原処分で不開示とした部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

オ 本件対象文書6について

本件対象文書6は、特定法人が法人設立届出書の添付書類として提出した法人税法148条1項に規定されたその設立の時における貸借対照表であり、法人設立届出書と一体として特定法人の財務状況が記載されている。当該情報は、公にすることにより、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

カ 本件対象文書7から本件対象文書21について

本件対象文書7から21は、いずれも特定法人の税務に対する方針及び財務状況等が記載されており、これらの文書の存否を答えることは、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認め

られる。

キ 本件対象文書 2 2 について

本件対象文書 2 2 は、税務署の調査に際して相互の手数を省略することを目的に、公にしないことを前提として、提出する文書である。

(ア) 法 5 条 6 号イ 該当性について

本件対象文書 2 2 には、特定法人の財務状況、経済状況等が記載されている。これを公にした場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、じ後、書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがある。

そして、このような事態が生ずれば、国税当局が行う調査事務において、法人の内部関係や財務状況を把握することが困難となり、ひいては、正確な税額の計算が困難になるなど、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、法 5 条 6 号イの不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 不開示情報 該当性 (法 5 条 2 号イ 該当性) の追加について

本件対象文書 2 2 は、特定法人の財務状況、経済状況等が記載されている。当該情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法 5 条 2 号イの不開示情報に該当すると認められる。

(4) 審査請求人の主張について

ア 法 6 条 1 項に係る部分開示の検討について

審査請求人は、本件対象文書について法 6 条に係る部分開示の検討がなされたとの記載がないことから、例えば既に公となっている法人名、代表取締役の住所・氏名、本店所在地及び提出年月日等については、部分開示が検討されるのは当然であり、部分開示の検討が行われないうまま全部不開示としている原処分は違法であると主張している。

確かに法人名については原処分において既に特定され、行政文書不開示決定通知書の「行政文書の名称」欄と同一の内容が記載されている部分であること、また本店所在地、代表取締役の住所・氏名については法人登記の閲覧により確認できるものであり、一般に入手可能なものであることから、いずれも法 5 条 2 号イ並びに 6 号柱書き及びイの不開示情報に該当しないものの、本件については、これらの部分のみを開示することに有意性はないと認められるため、法 6 条 1 項ただし書に基づき、不開示としたと認められる。

イ 審査請求人のその他の主張は、上記 3 の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分のうち、別紙4に掲げる部分については開示することが相当であるが、その余の部分は、法5条1号、2号イ又は6号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当である。

なお、別紙4に掲げる部分については、平成28年2月26日付け特定記号第33号「行政文書開示決定変更通知書」にて開示決定を行っている。

2 補充理由説明書

(1) 法5条1号の追加主張

原処分において、本件対象文書のうちその一部が法5条2号イの不開示情報に該当するとして、一部開示決定を行ったことについては、法5条2号イに加えて、同条1号にも該当すると認められるため、以下、同条1号該当性について補充して説明する。

(2) 法5条1号該当性について

ア 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるものを不開示情報として規定している。

イ 本件対象文書4は、法人設立届出書に添付しなければならない書類として、法人税法148条1項及び同法施行規則63条2号に規定されているものである。本件対象文書4のうち特定法人の発起人の住所、氏名及び印影の各部分並びに公証人の署名、印影及び公証人の割印の各部分については、特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

したがって、本件不開示部分のうち当該各部分の情報は、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年5月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月2日 審議
- ④ 同月21日 審査請求人から意見書1を收受
- ⑤ 同年9月7日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年10月20日 審議
- ⑦ 同年11月21日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同年12月12日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑨ 平成29年1月11日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、別紙2の2に掲げる文書の開示を求めるものである。

処分庁は、別紙3に掲げる文書のうち、文書2につき、その全部を開示し、文書1及び文書3につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分1）を行い、文書4ないし文書6及び文書22について、その全部を同条2号イ及び6号イに該当するとして不開示とし、文書7ないし文書21につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号イに該当するとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消した上、不開示部分を開示し、さらに文書7ないし文書21の存否を明らかにして、存在する場合は当該文書を開示することを求めているところ、諮問庁は、上記第3のとおり、全部開示した文書2以外の文書（以下「本件対象文書」という。）のうち、①文書1につき別紙4に掲げる部分を開示相当としているが、②文書1のその余の不開示部分並びに文書3ないし文書6及び文書22の不開示部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については、法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとしてなお不開示とすべきとし、③文書7ないし文書21につき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否したことは妥当としていることから、以下、本件不開示維持部分の不開示情報該当性及び文書7ないし文書21の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）法人設立届出書（文書1）について

ア 当審査会で見分したところ、文書1の不開示維持部分は、特定法人の①代表者の印影部分、②代表者の電話番号欄の部分並びに③本店又は主たる事務所の電話番号、従業者数、支店・出張所・工場等の名称等、設立の形態及び関与税理士等についての各欄の部分であると認められる。

イ 特定法人の代表者の印影は、当該届出書の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、これを公にすることにより、印影が偽造されるなど、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 特定法人の代表者の電話番号は、氏名が開示されている当該代表者に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であり、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

そして、法6条2項の部分開示について検討すると、個人識別部分

である氏名が既に開示されており，部分開示をすることはできない。

エ 特定法人の本店又は主たる事務所の電話番号，従業者数，支店・出張所・工場等の名称等，設立の形態及び関与税理士等についての各欄の情報は，これを公にした場合，特定法人の経営状況等が明らかとなり，特定法人が同業他社との競争関係において不利となるなど，特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(2) 給与支払事務所等の開設届出書（文書3）について

ア 当審査会で見分したところ，文書3の不開示維持部分は，特定法人の①代表者の印影部分並びに②事務所開設者の住所又は本店所在地の電話番号，給与支払を開始する年月日，従業員数及び関与税理士等についての各欄の部分であると認められる。

イ 代表者の印影は，上記（1）イのとおり，これを公にすることにより，印影が偽造されるなど，特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

ウ また，事務所開設者の住所又は本店所在地の電話番号，給与支払を開始する年月日，従業員数及び関与税理士等についての各欄の情報は，上記（1）エのとおり，これを公にした場合，特定法人の経営状況等が明らかとなり，特定法人が同業他社との競争関係において不利となるなど，特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから，法5条2号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) 定款（文書4）について

ア 諮問庁は，文書4について，特定法人の組織，経営の根本方針及び意思決定手続等が記載されており，これを公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，その全部の不開示を維持するとしている。

イ 当審査会で見分したところ，文書4は特定法人の定款の写し（以下「文書4-1」という。）及び公証人が当該定款を認証した証書の写し（以下「文書4-2」という。）から成るものと認められ，その全部が不開示とされている。

ウ 文書4-1について

（ア）別紙5の番号1ないし番号6に掲げる部分について

別紙5の番号1ないし番号6に掲げる部分は，原処分において開示することとされている部分に記載された情報と同内容の情報が記載されている部分及び特定法人の機微な情報が記載されているとは認められない部分であり，これを公にしても，特定法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから，法5条2号イ

に該当せず，開示すべきである。

(イ) その余の部分について

その余の部分には，①特定法人の代表者の署名及び印影，②特定法人の発起人の氏名等並びに③商業登記簿には記載されていない情報であって一般には公にされていない情報が記載されていることが認められる。なお，文書４－１には上記のほか，公証人の割印も押印されているが，当該印影については，下記エにおいて検討する。

A 特定法人の代表者の署名及び印影は，これを使用して作成・提出された文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであり，その形状が一般に公にされているとは認められず，これを公にした場合，偽造・悪用されるなどして，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから，法５条２号イに規定する不開示情報に該当し，不開示とすることが妥当である。

B 特定法人の発起人の住所，氏名及び印影は，特定の個人を識別できる情報であると認められ，当該個人が特定法人の発起人であるという情報が慣行として公にされ，又は公にされることが予定されている情報であると認めるに足りる事情もないことから，法５条１号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハにも該当しないため，同号に規定する不開示情報に該当し，不開示とすることが妥当である。

C 上記Ａ及びＢを除くその余の部分は，商業登記簿には記載されていない情報であって，一般には公にされていないものと認められ，これを公にした場合，特定法人の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに，株主総会の決議事項の範囲，役員を選任方法及び取締役会の決議方法など特定法人における重要事項に関する意思決定手続等が明らかになることにより，特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから，法５条２号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

エ 文書４－２について

文書４－２は，公証人が当該定款を認証した証書の写しであるところ，株式会社の定款は会社法３０条により公証人の認証を受けないと効力を有しないと定められており，別紙５の番号７に掲げる部分についても定款認証として定型的なものであることから，これを公にしても，特定法人の正当な利益を害するとは認めることができず，法５条２号イに該当せず，開示すべきである。

しかし，文書４－２のうち，発起人の氏名については，当該個人が特定法人の発起人であるという情報が慣行として公にされ，又は公

にされることが予定されている情報であると認めるに足る事情もないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハにも該当しないため、同号に規定する不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、文書4-2の公証人の署名及び印影部分並びに文書4-1の公証人の割印部分は、特定の個人を識別できる情報であると認められ、当該署名等は、その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり、これを公表する慣行があるとは認められないため、法5条1号ただし書イに該当せず、公証人は、国家公務員法2条に規定する国家公務員の職には属さない者であることから、同号ただし書ハにも該当せず、また、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 株主名簿（文書5）について

当審査会で見分したところ、文書5には、株主構成、出資者の出資金額等、特定法人の秘匿すべき内部管理情報が記載されているものと認められる。

これらの情報を公にした場合、特定法人の株主構成やその出資金額等が明らかになることにより、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、文書5は法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 貸借対照表（文書6）について

当審査会で見分したところ、文書6は、特定法人の設立時における特定法人の貸借対照表であり、その当時の財務状況の情報が具体的に記載されているものと認められる。

これらの情報は、一般に公表されているものとは認められず、これを公にした場合、特定法人の設立時の財務状況等が明らかになることにより、特定法人が同業他社との競争関係において不利となるなど、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、文書6は法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 法人（設立時）の事業概況書（文書22）について

ア 諮問庁は、文書22には、特定法人の財務状況及び経済状況等が記載されており、①これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから法5条2号イの不開示情報に該当する、また、②これを公にした場合、じ後、書類の提出をちゅうちょするなど、法人の内部関係や財務状況を把握す

ることが困難となり、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあることから、同条6号イの不開示情報に該当する旨説明する。

イ 当審査会で見分したところ、法人（設立時）の事業概況書には、特定法人の設立時における財務状況及び経営状況等が具体的に記載されているものと認められる。

ウ そこで検討すると、別紙5の番号8ないし番号14に掲げる部分は、文書22の表題の情報、原処分において開示することとされている部分と同内容の情報及び法人の事業概況に係る項目名の情報であり、これを公にしても、特定法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当しない。

また、同様の理由から、これを公にしても、租税の賦課に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとは認められないことから、法5条6号イの不開示情報にも該当しない。

したがって、別紙5の番号8ないし番号14に掲げる部分は、開示すべきである。

エ しかし、文書22のその余の不開示部分は、特定法人の財務状況及び経済状況等が記載される部分であり、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 文書7ないし文書21の存否応答拒否の妥当性について

文書7ないし文書21について、諮問庁は、いずれも特定法人の税務に対する方針及び財務状況等が記載されており、これらの文書の存否を答えることは、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとして、それらの存否を明らかにせず不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

(1) 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書（文書7）について

ア 文書7は、特定税務署に提出される「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」である。

イ 当該申請書について、当審査会において確認したところ、次のとおりである。

源泉所得税は、原則として徴収した日の翌月10日が納期限となっているところ、当該申請書は、給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者が、給与等について源泉徴収した所得税について、年2回にまとめて納付することができるという特例の適用を受けるために提出するものである。

ウ 本件開示請求は、特定法人を特定した上での開示請求であり、文書 7 の存否を答えることは、特定法人の給与の支給人員が常時 10 人未満であって、特定法人が源泉徴収した所得税を年 2 回にまとめて納付する特例の適用を受ける旨の申請書を税務署長に提出した事実の有無（以下「本件存否情報 1」という。）を明らかにすることとなる。

そこで、本件存否情報 1 の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報 1 は、特定法人の従業員数等の事業規模に関する情報及び源泉徴収の納税の方針に関する情報であり、これを公にすることにより、特定法人の事業規模に関する情報や税務に関する方針等がうかがい知られることとなるから、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法 5 条 2 号イに該当する。

したがって、文書 7 については、その存否を答えるだけで、法 5 条 2 号イの不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定により、その存否を明らかにしないで、その開示請求を拒否したことは妥当である。

(2) 青色申告の承認申請書（文書 8）について

ア 文書 8 は、特定税務署に提出される「青色申告の承認申請書」である。

イ 当該申請書について、当審査会において確認したところ、次のとおりである。

当該申請書は、法人税の確定申告書等を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に提出するものであり、その承認を受けている法人（以下「青色申告法人」という。）は、複式簿記の原則に従い、一定の帳簿書類の備え付け、記録又は保存等を行う必要があることとされている。

ウ 本件開示請求は、特定法人を特定した上での開示請求であり、文書 8 の存否を答えることは、特定法人が一定の帳簿書類を備え付けて法人税の確定申告書等を青色申告書によって提出することの承認申請書を提出した事実の有無（以下「本件存否情報 2」という。）を明らかにすることとなる。

そこで、本件存否情報 2 の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報 2 は、特定法人の経理処理や帳簿書類等に関する情報及び税務に関する方針等に関する情報であり、これを公にすることにより、特定法人の内部管理の情報や税務に関する方針等がうかがい知られることとなるから、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法 5 条 2 号イに該当

する。

したがって、文書8については、その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、その開示請求を拒否したことは妥当である。

(3) 棚卸資産の評価方法の届出書（文書9）について

ア 文書9は、特定税務署に提出される「棚卸資産の評価方法の届出書」である。

イ 当該届出書について、当審査会において確認したところ、次のとおりである。

法人税法においては、売上原価確定等のため、棚卸資産の範囲、取得価額及び評価方法等が定められているところ、当該届出書は、棚卸資産の評価方法を選定して届け出るときに使用されるものであり、当該届出書を提出しなかった（棚卸資産の評価方法を選定しなかった）場合には、法人税法等において定められた評価方法（最終仕入原価法による原価法）によって棚卸資産の評価を行うこととされている。

ウ 本件開示請求は、特定法人を特定した上での開示請求であり、文書9の存否を答えることは、特定法人が棚卸資産の評価方法を選定した事実の有無（以下「本件存否情報3」という。）を明らかにすることとなる。

そこで、本件存否情報3の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報3は、特定法人の棚卸資産の評価方法に関する情報であり、これを公にすることにより、特定法人の経理処理等の内部管理に関する情報や税務に関する方針等がうかがい知られることとなるから、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

したがって、文書9については、その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、その開示請求を拒否したことは妥当である。

(4) 減価償却資産の償却方法の届出書（文書10）について

ア 文書10は、特定税務署に提出される「減価償却資産の償却方法の届出書」である。

イ 当該届出書について、当審査会において確認したところ、次のとおりである。

法人税法においては、課税所得の計算上損金とされる減価償却資産の償却限度額の計算をするため、減価償却資産の種類区分等に応

じて償却方法が定められているところ、当該届出書は、法人が償却方法を選定して届け出るときに使用されるものであり、当該届出書を提出しなかった（減価償却資産の償却方法を選定しなかった）場合には、法人税法等において減価償却資産の種類ごとに定められた特定の償却方法（定率法等）によって減価償却資産の償却費の計算を行うこととされている。

ウ 本件開示請求は、特定法人を特定した上での開示請求であり、文書 10 の存否を答えることは、特定法人が減価償却資産の償却方法を選定した事実の有無（以下「本件存否情報 4」という。）を明らかにすることとなる。

そこで、本件存否情報 4 の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報 4 は、特定法人の減価償却資産の償却方法に関する情報であり、これを公にすることにより、特定法人の経理処理等の内部管理に関する情報や税務に関する方針等がうかがい知られることとなるから、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法 5 条 2 号イに該当する。

したがって、文書 10 については、その存否を答えるだけで、法 5 条 2 号イの不開示情報を開示することとなるため、法 8 条の規定により、その存否を明らかにしないで、その開示請求を拒否したことは妥当である。

(5) 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書（文書 11）について

ア 文書 11 は、特定税務署に提出される「有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書」である。

イ 当該届出書について、当審査会において確認したところ、次のとおりである。

法人税法においては、法人が、有価証券を新たに取得した場合には、一定の事由に該当する場合を除き、取得した日の属する事業年度の確定申告書等の提出期限までに、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を税務署長に届け出ることとされているところ、当該届出書は、法人が有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を選定して届け出るときに使用されるものであり、当該届出書を提出しなかった（償却方法を選定しなかった）場合には、法人税法等に定められた特定の算出方法（移動平均法）によって、有価証券の一単位当たりの帳簿価額を算出することとされている。

ウ 本件開示請求は、特定法人を特定した上での開示請求であり、文書 11 の存否を答えることは、特定法人について、有価証券の保有の事実の有無及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を選

定した事実の有無（以下「本件存否情報5」という。）を明らかにすることとなる。

そこで、本件存否情報5の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報5は、特定法人の資産状況及び特定法人の有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に関する情報であり、これを公にすることにより、特定法人の資産状況、有価証券の経理処理等の内部管理に関する情報や税務に関する方針等がうかがい知られることとなるから、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、法5条2号イに該当する。

したがって、文書11については、その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、その開示請求を拒否したことは妥当である。

(6) 文書12ないし文書21について

ア 文書12ないし文書21は、特定税務署に提出される消費税法に定められた各届出書である。

イ 文書12ないし文書21について、当審査会において確認したところ、次のとおりである。

(ア) 消費税課税事業者選択届出書（文書12）は、免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするときに、消費税課税事業者選択不適用届出書（文書13）は、同選択届出書を提出して課税事業者を選択していた事業者がその選択をやめようとするときに、それぞれ提出するものである。

(イ) 消費税課税事業者届出書（文書14）は、一定の期間における課税売上高が1000万円を超えることとなったときに、消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書（文書15）は、一定の期間における課税売上高が1000万円以下となったときに、それぞれ提出するものである。

(ウ) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書（文書16）は、消費税法に定める新設法人に該当することとなったときに提出するものであり、この場合の新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1000万円以上である法人とされている。

(エ) 消費税課税期間特例選択・変更届出書（文書17）は、課税期間の特例を選択又は変更しようとするときに、消費税課税期間特例选择不適用届出書（文書18）は、課税期間の特例の適用をやめようとするときに、それぞれ提出するものである。

(オ) 消費税簡易課税制度選択届出書（文書19）は、簡易課税制度を

選択しようとするときに、消費税簡易課税制度選択不適用届出書（文書20）は、簡易課税制度の選択をやめようとするときに、それぞれ提出するものである。

（カ）任意の中間申告書を提出する旨の届出書（文書21）は、直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者が提出することにより、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、消費税について自主的に中間申告・納付をすることができることとなるものである。

ウ 文書12ないし文書21の内容は上記イのとおりであって、本件開示請求は、特定法人を特定した上での開示請求であるところ、文書12ないし文書21の存否を答えることは、特定法人について、消費税法の各規定の適用若しくは不適用の届出の有無又は同法の各規定に該当する若しくは該当しなくなった届出の有無（以下「本件存否情報6」という。）を明らかにすることとなる。

そこで、本件存否情報6の不開示情報該当性について検討すると、本件存否情報6は、特定法人の税務に関する方針や消費税法の各規定の該当の有無等に関する情報であり、特定法人が消費税法の各規定の適用を受けるものであるか否か又は同法の各規定に該当するものであるか否かなど、特定法人が事業を行う上で通常外部に公にすることのない内部管理情報と認められる。

したがって、これらの情報を公にすると、特定法人の税務に対する方針や消費税法上の各規定の適用関係等がうかがい知られることとなり、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるから、文書12ないし文書21については、その存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで、その開示請求を拒否したことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書のうち、文書1及び文書3につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とし、文書4ないし文書6及び文書22につき、その全部を同条2号イ及び6号イに該当するとして不開示とし、文書7ないし文書21につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、諮問庁がなお不開

示とすべきとしている部分のうち、別紙5に掲げる部分については、同条2号イ及び6号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であり、また、文書7ないし文書21の存否を答えるだけで開示することとなる情報は、同条2号イに該当すると認められるので、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否することは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1

No.	審査請求日	審査請求に係る処分
1	平成 28 年 2 月 19 日	平成 27 年 12 月 18 日付け特定記号第 155 号 特定税務署長が行った一部開示決定
2		平成 27 年 12 月 18 日付け特定記号第 156 号 特定税務署長が行った不開示決定

別紙 2

1 補正前

No.	本件開示請求の内容
1	特定法人（特定所在地，代表取締役特定個人 A）から提出された法人設立に係る届出書類（法人設立届出書，青色申告の承認申請書，給与支払事務所等の開設届出書及び源泉所得税の納金の特例の承認に関する申請書等（いずれも添付書類を含む。））及び異動等が生じた場合にはそれらの届出書類等一式（添付書類を含む。）
2	同社から提出された確定申告書，納付書（領収済通知書）等の納税関係書類一式

2 補正後

本件開示請求の内容	
特定法人（特定所在地，代表取締役特定個人 A）から提出された法人設立に係る届出書類（法人設立届出書，給与支払事務所等の開設届出書，源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書，青色申告の承認申請書，棚卸資産の評価方法の届出書，減価償却資産の償却方法の届出書及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書，消費税課税事業者選択届出書，消費税課税事業者選択不適用届出書，消費税課税事業者届出書，消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書，消費税の新設法人に該当する旨の届出書，消費税課税期間特例選択・変更届出書，消費税課税期間特例選択不適用届出書，消費税簡易課税制度選択届出書，消費税簡易課税制度選択不適用届出書及び任意の中間申告書を提出する旨の届出書並びにその他当該法人から法人設立に際し提出された書類一式（いずれも添付書類を含む。））	

別紙 3

文書 1	法人設立届出書
文書 2	履歴事項全部証明書（法人設立届出書の添付書類）
文書 3	給与支払事務所等の開設届出書
文書 4	定款（法人設立届出書の添付書類）
文書 5	株主名簿（法人設立届出書の添付書類）
文書 6	貸借対照表（法人設立届出書の添付書類）
文書 7	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
文書 8	青色申告の承認申請書
文書 9	棚卸資産の評価方法の届出書
文書 1 0	減価償却資産の償却方法の届出書
文書 1 1	有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書
文書 1 2	消費税課税事業者選択届出書
文書 1 3	消費税課税事業者選択不適用届出書
文書 1 4	消費税課税事業者届出書
文書 1 5	消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書
文書 1 6	消費税の新設法人に該当する旨の届出書
文書 1 7	消費税課税期間特例選択・変更届出書
文書 1 8	消費税課税期間特例選択不適用届出書
文書 1 9	消費税簡易課税制度選択届出書
文書 2 0	消費税簡易課税制度選択不適用届出書
文書 2 1	任意の中間申告書を提出する旨の届出書
文書 2 2	法人（設立時）の事業概況書

別紙 4（諮問庁が開示を相当とする部分）

文書 1 の「添付書類」欄のうち「1」、「2」、「3」、「5」、「6」及び「9」の部分

別紙 5 (開示すべき部分)

番号	文書	枚目	開示すべき部分
1	文書 4	1	特定法人の代表者の署名及び印影並びに公証人の割印部分以外の不開示部分
2		2	1 行目, 3 行目, 4 行目及び 5 行目 1 文字目ないし 1 6 文字目
3		2	6 行目ないし最終行
4		3	2 行目ないし 4 行目及び 8 行目ないし 1 0 行目
5		7	2 行目, 4 行目, 1 2 行目, 1 4 行目 1 文字目ないし 1 9 文字目, 1 8 行目 4 文字目ないし 3 0 文字目, 1 9 行目及び 2 1 行目
6		8	1 行目, 3 行目ないし 5 行目
7		9	発起人の氏名並びに公証人の署名及び印影以外の不開示部分
8	文書 2 2	1	「法人名」欄の記載部分
9		1	「本店の所在地」欄の記載部分（電話番号を除く。）
1 0		1	「代表者氏名」欄の記載部分
1 1		1	「代表者の住所」欄の記載部分（電話番号を除く。）
1 2		1	「1 設立時の状況」欄の「①設立年月日等」欄の各欄のうち「設立年月日」欄, 「設立時資本金」欄及び「決算期」欄の各記載部分
1 3		1	「1 設立時の状況」欄の「②設立時の手続」欄のうち「法人設立届出書の提出 有・無」欄の全て及び「給与支払事務所等の開設届出書の提出 有・無」欄の全て
1 4		1	文書 2 2 の記載者又は国税当局が記載する部分又は選択して○印等を付す部分（上記番号 8 ないし番号 1 3 に係る部分を除く。）以外の不開示部分